

2026年3月24日

## ジュニア NISA 口座に係る約款の改定について

南日本銀行（頭取 田中暁爾）は、ジュニア NISA 口座に係る約款を下記の通り改定いたしますので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 改定する約款

「未成年者口座及び課税未成年者口座開設に関する約款」

#### 2. 改定日

2026年4月1日（水）

#### 3. 改定内容

令和7年度税制改正にて、令和8年より、ジュニア NISA 口座のお取扱いについて、以下のいずれか遅い日において未成年者口座（ジュニア NISA 口座）を開設している場合には「未成年者口座廃止届出書」を提出したものとみなしてジュニア NISA 口座を廃止することに対応するものです。

- ①非課税管理勘定に係る年分のうち最も新しい年分の非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過する日の翌日
- ②お客さまがその年の1月1日において18歳である年の1月1日
- ③2026年1月1日

なお、今回の改定による、お客さまの実際のお取引への影響はございません。

以上

#### 【本件に関するお問合せ先】

リテール事業部 金融商品管理グループ （担当：西、幸野）

TEL099-226-4455

受付時間：銀行営業日 9：00～17：00